

## 松江市空き家バンク登録支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市空き家バンク登録支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 居住を目的として建築され、かつ、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する一戸建ての住宅、長屋住宅、共同住宅及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等について所有権その他の当該空き家等を売却し、又は賃貸する権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 松江市空き家バンク運用要綱（平成26年松江市告示第15号。以下「運用要綱」という。）に基づき運用を行うウェブサイトをいう。
- (4) 家財道具等 家具、寝具その他の生活に供する物品で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物をいう。
- (5) 片付け代行業者 空き家等の所有者等に代わり、家財道具等の処分を行う事業者をいう。（市内に事務所や事業所を有する、法人や個人事業所に限る。）

(補助金の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事務又は事業の内容、補助対象経費、補助金交付の金額、終期及び補助事業者等の範囲は、次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市空き家バンク登録支援事業補助金
補助金交付の目的	この補助金は、空き家バンクに登録される空き家等の所有者等に対し、空き家等に残存する家財道具等の処分に要する経費等の一部を助成することにより、空き家バンクへの登録を促すことで、利活用可能な空き家等の流通の促進と新たな空き家等の発生の抑制及び定住人口の増加を図ることを目的とする。
補助金交付の対象である事務又は事業の内容（以下「補助事業」という。）	2年以上継続して空き家バンクに登録（ただし、空き家バンクに登録した後、空き家の売買又は賃貸契約が成立した場合はこの限りではない。）される空き家等において実施する家財道具等の処分とする。
補助対象経費	次に掲げる経費とする。 1 片付け代行業者への作業委託料 2 家財道具等の処分を行う際に要する運搬車両賃借料（市内で賃貸したものに限り）

	3 家財道具等を処理施設へ持ち込む際に要する処理手数料 4 その他市長が適当と認めた経費
補助金額	補助対象経費の2分の1の額とし、上限額を5万円とする。(算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)なお、補助金の交付は、同一物件につき1件限りとする。
終期	令和8年3月31日
補助事業者等の範囲	次のいずれにも該当する者とする。 1 松江市内に存する空き家等の所有者等で、片付け代行業者へ家財道具等の処分を委託する者又は、補助事業者自ら家財道具等の処分を行う者(営利法人は除く。) 2 松江市税の滞納がない者 3 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が関与していない者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の補助金等交付申請書に当該事業の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、間取り図(補助事業部分を明記すること)
- (2) 補助対象空き家等(建物)の所有者等を確認出来る書類(登記事項証明書等)
- (3) 申請者以外に補助対象空き家等の所有者等が存在する場合は、申請者以外の所有者等の同意書
- (4) 補助対象経費の確認ができる見積書及び内訳書(補助事業者自ら家財道具等の処分を行う場合はその見込みの額が分かるもの)
- (5) 処分・排出契約書等の写し(片付け代行業者へ委託する場合に限る)
- (6) 補助事業部分の現況写真(申請日から2か月以内の撮影日のあるもので補助事業部分が明確に判別できるもの)
- (7) 誓約書(申請内容に虚偽がないこと、空き家バンクに登録してから2年以上継続して登録すること等)
- (8) 松江市税の滞納がないことが分かる証明書等
- (9) 暴力団員等該当性の照会に係る同意書
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第5条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消し、既に交付を受けている場合は補助金の全額の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助事業が完了した日から空き家バンクに登録されるまでの期間(以下「空き家バンク登録前期間」という。)及び空き家バンクに登録されてから2年未満で取り壊したとき。
- (2) 空き家バンク登録前期間及び空き家バンクに登録されてから2年未満で自己の利益のために当該空き家を利用したとき。
- (3) 空き家バンク登録前期間及び空き家バンクに登録されてから2年未満で3親等以内の親族に売却し、又は賃貸したとき。
- (4) 空き家バンク登録前期間及び空き家バンクに登録されてから2年未満で空き家バン

クの登録を中止したとき。ただし、前号を除き、売買又は賃貸契約が成立した場合はこの限りではない。

- (5) 補助事業が完了してから起算して 20 日を経過した日、又は申請年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに松江市空き家バンクの登録が完了しなかった者
- (6) その他不正行為があったことが明らかとなったとき。

(実績報告)

第 6 条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第 12 条の補助事業等実績報告書に当該事業の区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) 補助事業の成果が確認できる写真（処分後）
- (3) 運用要綱第 5 条第 1 項に基づく「空き家バンク」登録申込書（様式第 1 号）の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。